



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年11月4日金曜日 第2316号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....	954
指定居宅介護支援事業者の指定.....	954
指定介護予防サービス事業者の指定.....	954
指定居宅サービス事業者の廃止.....	955
指定介護予防サービス事業者の廃止.....	955

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	955
土地改良区設立関係書類の縦覧.....	956
道路の区域変更（県道奥浦白浦線）.....	956
道路の供用開始（ " ）.....	956
道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	956
道路の供用開始（県道大洲野村線）.....	957

告 示

○愛媛県告示第1290号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。
平成23年11月4日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
ハニーコーポレーション株式会社	ハニー訪問介護ステーション	愛媛県松山市西石井一丁目1番25号クリエーションビル601	平成23年9月1日	訪問介護
株式会社ぐっどらいふ	株式会社ぐっどらいふ	愛媛県松山市山西町901番地1林ビル102号	平成23年9月1日	訪問介護
株式会社いきいき介護	デイサービス民家いろは	愛媛県松山市畑寺二丁目8番10号	平成23年9月1日	通所介護
株式会社絆	ヘルパーステーション絆	愛媛県西条市中西404番地1	平成23年9月1日	訪問介護

○愛媛県告示第1291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。
平成23年11月4日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社明日香	居宅介護支援事業所明日香	愛媛県松山市道後喜多町8番22号ダイアパレス道後402号	平成23年9月1日	居宅介護支援
合同会社ソフトケア	ソフトケアにいほま	愛媛県新居浜市垣生二丁目5番19号	平成23年9月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1292号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。
平成23年11月4日

愛媛県知事 中村時広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
ハニーコーポレーション株式会社	ハニー訪問介護ステーション	愛媛県松山市西石井一丁目1番25号クリエーションビル601	平成23年9月1日	介護予防訪問介護

株式会社いきいき介護	デイサービス民家いるは	愛媛県松山市畑寺二丁目8番10号	平成23年9月1日	介護予防通所介護
株式会社絆	ヘルパーステーション絆	愛媛県西条市中西404番地1	平成23年9月1日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1293号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人弘仁会	福祉用具貸与事業所たらちね	愛媛県西条市三津屋南9番10	平成23年8月31日	福祉用具貸与

○愛媛県告示第1294号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人弘仁会	福祉用具貸与事業所たらちね	愛媛県西条市三津屋南9番10	平成23年8月31日	介護予防福祉用具貸与
社会福祉法人丹原福祉会	ヘルパーステーションル・ソレイユ	愛媛県西条市丹原町今井457番地1	平成23年9月1日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1295号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
周ちゃん広場
西条市丹原町池田290番地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
周桑農業協同組合
西条市丹原町池田1701番地1
代表理事 豊田 明夫
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
周桑農業協同組合
西条市丹原町池田1701番地1
代表理事 豊田 明夫

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年6月22日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,063平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
160台
イ 駐輪場の収容台数
59台
ウ 荷さばき施設の面積
189平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
11.7立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後7時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午後7時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成23年10月21日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1296号

西条市小松町新屋敷甲1787番地藤井清孝外22名から認可申請のあった西条市小松町第五土地改良区の設立は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 西条市小松町第五土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し

(2) 西条市小松町第五土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成23年11月7日から平成23年12月5日まで

3 縦覧場所

西条市役所小松総合支所及び東予総合支所

○愛媛県告示第1297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	奥浦白浦線	宇和島市吉田町奥浦甲1282番1から 同町奥浦甲891番まで	新	メートル 5.2～26.8	キロメートル 0.059	

○愛媛県告示第1298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	奥浦白浦線	宇和島市吉田町奥浦甲1282番1から 同町奥浦甲891番まで	平成23年11月4日

○愛媛県告示第1299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	西予市野村町蔵良49番2から 同町蔵良48番2まで	旧	メートル 8.6～12.8	キロメートル 0.059	
		西予市野村町蔵良49番1から 同町蔵良48番2まで	新	8.6～31.0	0.059	

○愛媛県告示第1300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	西予市野村町蔵良49番1から 同町蔵良48番2まで	平成23年11月4日